

問題 1 ワッセナー・アレンジメント（WA）は、ココムの流れを汲み、旧共産圏地域における紛争の発生・拡大という懸念に対応するために、旧共産圏地域への兵器の拡散防止を目的として発足した。

正解は、×。ワッセナー・アレンジメントは、ココムの流れをうけているが、規制対象地域は、旧共産圏ではなく全地域を対象としている。ワッセナー・アレンジメントは、①通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の蓄積と移転の防止及び、②テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得の防止を目的に設立された。

問題 2 中華人民共和国は、原子力供給国会合（NSG）には参加していないが、ワッセナー・アレンジメント（WA）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル関連技術管理レジーム（MTCR）には参加している。

正解は、×。中華人民共和国は、原子力供給国会合（NSG）のみ参加しており、他の国際輸出管理レジームには参加していない。

問題 3 外為法第25条第1項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定されているが、下線部分の政令とは、いずれも外国為替令のことである。

正解は、○。外為法第25条第1項中の政令とは、外国為替令のことである。

問題 4 国際的な輸出管理レジームとは、ワッセナー・アレンジメント（WA）、原子力供給国会合（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム（MTCR）のことであり、参加していない国への輸出を規制している。

正解は、×。国際的な輸出管理レジームとは、ワッセナー・アレンジメント（WA）、原子力供給国会合（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム（MTCR）のことであるが、参加していない国への輸出を規制しているものではない。

問題 5 輸出許可の申請者は、貨物の輸出を行おうとする者本人が原則であり、居住者であるか非居住者であるかを問わない。また、自己の判断において輸出しようとする者であれば、輸出貨物について所有権を有する者である必要はない。

正解は、○。運用通達の1-1の(2)の(イ)に規定されている。

問題 6 輸出許可には、(個別)輸出許可、一般包括輸出許可、特定包括輸出許可、特定子会社包括輸出許可、特別返品等輸出許可があるが、その申請先は、すべて経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課である。

正解は、×。一般包括許可の申請先は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課である。個別の輸出許可も、該当する項番や仕向地によって、一部経済産業局又は沖縄総合事務局が担当している。特定包括輸出許可、特定子会社包括輸出許可、特別返品等輸出許可の申請先は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課である。

問題 7 書籍やインターネット上で既に不特定多数の人に公開されている技術を非居住者に提供する場合は、たとえ外為令別表の1から15の項に該当する技術であっても、例外なく役務取引許可は不要である。

正解は、○。貿易外省令第9条第2項第九号イの規定により、「新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引」は、役務取引許可は不要とされている。

問題 8 「包括許可取扱要領」の別表A(一般包括輸出許可/特定包括輸出許可マトリックス)において「一般」と表記された貨物を一般包括輸出許可を適用して輸出する場合、いかなる貨物の輸出であっても一般包括輸出許可を適用することのできない国は、輸出令別表第4に掲げられた国・地域のみである。

正解は、×。輸出令別表第4に掲げる国・地域の他にアフガニスタンも一般包括輸出許可を適用することができない。

問題 9 在日米国大使館にリスト規制該当貨物及びこれに係るリスト規制該当技術を納入する場合、どのような貨物や技術であっても輸出許可及び役務取引許可は不要である。

正解は、×。在日米国大使館は、非居住者であり、非居住者にリスト規制該当技術を納入する場合は、役務取引許可が必要な場合がある。なお、在日米国大使館にリスト規制該当貨物を納入することは、輸出にあたらぬので、輸出許可は不要である。

問題 10 外為法において、「輸出許可」を受けなければならない対象貨物とは、「輸出令別表第 1」と「輸出令別表第 2」の中欄に掲げる貨物である。

正解は、×。外為法において、「輸出許可」を受けなければならない対象貨物とは、「輸出令別表第 1」の中欄に掲げる貨物である。「輸出令別表第 2」は、輸出承認が必要な貨物である。

問題 11 横浜にある貿易商社 A の輸出管理内部規程（コンプライアンス・プログラム）では、出荷が数年にわたって行われる長期プロジェクト案件等の場合、年 2 回以上該非判定を見直すように規定している。これは外為法の輸出者等遵守基準に基づく法的義務である。

正解は、×。外為法第 55 条の 10 第 1 項の規定に基づき、輸出者等遵守基準を定める省令が、平成 22 年 4 月 1 日から施行されているが、本問のような規定はない。該非判定は、一度、確実に実施していれば、政省令の改正や通達等の改正のない限りは、何度も実施する必要はない。

問題 12 輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域（国連武器禁輸国・地域）向けに輸出令別表第 1 の 16 の項に掲げられる貨物を輸出する場合、通常兵器キャッチオール規制のインフォーム要件にのみ該当しなければ輸出許可申請は不要である。

正解は、×。輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域（国連武器禁輸国・地域）向けに輸出令別表第 1 の 16 の項に掲げられる貨物を輸出する場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当した場合も輸出許可申請は必要である。

問題 13 一般包括輸出許可が適用できるリスト規制該当貨物を大韓民国にある造船メーカー向けに輸出する際、核兵器等の開発等以外で、その他の軍事用途に用いられるおそれがあることが判明したとしても、事前に経済産業大臣に、当該輸出について、届け出る法的義務はない。

正解は、○。包括許可取扱要領の（別紙 1）の一般包括輸出許可の条件の（5）では、リスト規制該当貨物を輸出令別表第 3 の地域である大韓民国にある造船メーカー向けに輸出する際、核兵器等の開発等以外で、その他の軍事用途に用いられるおそれがある場合は、失効、届出、報告等について特に規定されていない。

問題 14 東京の電機メーカー A（以下「A」という。）は、リスト規制に該当しない高級電子炊飯器 1,000 台を北京にある家電量販店 B（以下「B」という。）から注文を受けた。B の担当者からは、日本製の高級電子炊飯器は、北京で人気が高いので、1 日でも早く納品して欲しいと連絡を受けた以外、特に連絡はなかった。この場合、A が当該電子炊飯器を輸出する際、経済産業大臣から輸出許可の申請すべき旨の通知（インフォーム）がなければ、キャッチオール規制の輸出許可は不要である。

正解は、○。本問では、仕向地は、中国であって、インフォーム要件はないというのであるから、大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件のみを検討すればよい。北京の家電量販店は、需要者ではないが、本問では、用途要件にも需要者要件にも該当しないので、輸出許可申請は不要である。

問題 15 企業における取引審査の責任者は、ビジネスを円滑に進めるために取引内容や顧客について熟知している営業担当の取締役であることが良いとされている。

正解は、×。「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という平成 18 年の大臣通達の 2 の（1）では、「企業の代表権を有する者を輸出管理の最高責任者とする輸出管理体制を整備し、該非判定や輸入者・最終需要者等の審査に当たっては、事業部だけの判断に委ねず、役員以上を最終判断権者とする輸出管理統括部署において検証の上、最終的な取引の可否につき判断すること。」と規定されており、事業の中心となる営業担当の取締役が取引審査の責任者になることは、望ましくない。

問題16 輸出管理内部規程やその関連規程（細則・マニュアル）には、輸出管理上必要な文書が適切に管理されるための文書管理に関する規定を設け、管理すべき文書の種類・名称、保管責任部門、保管方法、保管期間等について規定することが望ましい。

正解は、○。輸出管理内部規程は、企業や大学等の輸出管理に関する内部の役割分担の大枠を定めており、日々の具体的な行動マニュアルについては、その関連規程（細則・マニュアル）で定める場合が多い。

企業や大学等が適法に輸出管理を行ったことを示すには、文書等でチェック記録を残すことが重要である。よって、輸出管理内部規程等に文書管理に関する規定を設け、管理すべき文書の種類・名称、保管責任部門、保管方法、保管期間等について規定することが望ましい。

問題17 平成22年4月1日より、外為法第25条第1項に規定する取引又は第48条第1項に規定する輸出を業として行う者は外為法第55条の10に基づき、経済産業大臣が輸出者等遵守基準を定める省令で定めた「輸出者等遵守基準」に則って、輸出管理を行うことが求められている。

正解は、○。外為法第55条の10参照。

問題18 海外子会社が、本邦にある親会社のイントラネット内の技術情報にアクセスできる場合、海外への技術情報の提供として、当該技術情報について、親会社は、輸出管理を行う必要がある。

正解は、○。海外子会社は、非居住者にあたる。本邦にある親会社がイントラネット内の技術情報を海外子会社にアクセスさせる場合は、非居住者への技術情報の提供にあたるので、事前に当該技術情報の該非判定を行い、リスト規制に該当する技術があれば、提供前に役務取引許可を取得しておく必要がある。

問題19 東京のメーカーA（以下「A」という。）は、名古屋にある貿易会社B（以下「B」という。）からリスト規制に該当しない中古の大型ダンプ5台（懸念貨物例の懸念される用途は、ミサイル）のパキスタン向けの引合いを受けた。

Bによると、パキスタンの需要者は、外国ユーザーリストに掲載されている研究所C（懸念区分は、ミサイル）であるが、Aとしては、Bとの取引は、単なる国内取引で、中古であり、研究所Cにおける用途等を確認することなく、Bとの取引を進めることにした。Aの対応は、輸出管理上、適切である。

正解は、×。「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」という平成6年の大臣通達の3の(2)の②では、「なお、外為法等により規制されている地域(以下「規制対象地域」という。)以外の地域への輸出若しくは提供又は輸出を前提とする国内販売であっても、最終的に規制対象地域への輸出又は提供がなされることが明らかな場合には、規制対象地域への輸出又は提供となる点を踏まえ、取引審査を実施できるようにすること。」と規定されている。

東京のメーカーAは、名古屋にある貿易会社Bからリスト規制に該当しない中古の大型ダンプ5台(懸念貨物例の懸念される用途は、ミサイル)のパキスタン向けの引合いを受けている。Bによると、パキスタンの需要者は、外国ユーザーリストに掲載されている研究所C(懸念区分は、ミサイル)であり、懸念貨物例の懸念される用途と懸念区分が一致するというのであるから、Bは、大量破壊兵器キャッチオール規制の輸出許可申請が必要であることがわかる。Aは、こうした事実を知っているのであるから、上記の大臣通達に基づき、Cに対する取引審査を行う必要がある。

問題 20 大阪にあるA大学の甲教授は、中華人民共和国のB大学の乙教授から頼まれて、大阪にあるソフトメーカーCから半導体製造用のCADプログラムが入ったCD-ROMを購入し、国際宅配便で中華人民共和国に送る予定である。

甲は、当該CADプログラムについての該非判定結果をメーカーCから入手したところ、「輸出令別表第1の1から15の項までに非該当」と記載されていたので、該非判定を自ら確認することなく、直ちに国際宅配便で輸出した。A大学の甲教授の対応は、輸出管理上、適切である。

正解は、×。甲教授は、当該CADプログラムについての該非判定結果をメーカーCから入手したところ、「輸出令別表第1の1から15の項までに非該当」と記載されていたというのであるから、該非判定に誤りがあることがわかる。プログラムであれば、外為令別表で該非を判断する必要がある。また、自ら該非判定を確認することなく、国際宅配便で輸出したというのであるから、この点でも適切ではない。

問題 21 来日したばかりのアメリカのソフトメーカーAの技術部長Xは、滞在先の品川のホテルから来週訪問する予定のソウルにある電機メーカーBのY開発部長宛に、外為令別表の7の項に該当する技術資料を事前に電子メールで送付する予定である。この場合、ソフトメーカーAの技術部長Xは、役務取引許可が必要である。

正解は、○。アメリカのソフトメーカーA（非居住者）の技術部長Xは、滞在先の品川のホテルから来週訪問する予定のソウル（外国）にある電機メーカーBのY開発部長宛に、外為令別表の7の項に該当する技術資料を事前に電子メールで送付するというのであるから、外為法第25条第1項前段に基づく役務取引許可が必要である。

問題 22 東京の貿易会社A（以下「A」という。）は、輸出令別表第3の2の地域（国連武器禁輸国・地域）にある軍事関連メーカーB（以下「B」という。）から、非常に好条件でリスト規制には該当しない1～2センチ程度の釘3トンの異常な量の引き合いを受けた。

Bのサイトには爆弾等の製造も行っていることが記載されており、Bとは、初めての取引であったので、使用目的を何度も尋ねたが、回答がなかった。

Aは、通常兵器キャッチオール規制の要件を満たさないとしても、当該釘は、取引としては、かなり好条件で量も異常であり、爆弾等に使用される危険もあることから、自社の輸出管理内部規程に則り、最終的にはAの輸出管理の最高責任者である代表取締役が判断をして、当該取引を辞退することにした。Aの対応は、輸出管理上、適切である。

正解は、○。「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という平成18年の大臣通達の2の（2）では、「輸入者・最終需要者等については、初めて引き合いがあった場合には、その引き合いルートにかかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査することはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うこと。」と規定されている。

本問は、用途が明らかでないことから、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当しないが、輸出令別表第3の2の地域（国連武器禁輸国・地域）にある軍事関連メーカーBとは、初めての取引で、Bは爆弾等の製造も行っており、かなり好条件で異常な量の釘の取引というのであるから、Aは輸出管理内部規程に則り、最高責任者である代表取締役が最終的な判断をして、当該取引を辞退している。Aの対応は、上記の大臣通達に趣旨に合致しており、輸出管理上の対応として、適切である。

問題 23 ロンドンに 1 週間の予定で出張している部下 A 宛に、東京にいる上司 B が電子メールで、リスト規制に該当する暗号装置の製造技術  $\alpha$  を社内の情報共有のために送信する場合であっても、外国での技術提供にあたるので、外為法第 25 条第 1 項の役務取引許可が必要である。

正解は、×。ロンドンに 1 週間の予定で出張している部下 A 宛に、東京にいる上司 B が電子メールで、リスト規制に該当する暗号装置の製造技術  $\alpha$  を社内の情報共有のために送信することは、外為法第 25 条第 1 項前段の「特定の外国において提供することを目的とする取引」にあたらないので、役務取引許可は不要である。

問題 24 名古屋の貿易会社 A は、シカゴにある日系の自動車メーカー B から、自動車用のナビゲーションの開発に使用するため、輸出令別表第 1 の 15 の項 (2) に該当する電波吸収材の板 1 枚 (総価額 3 万円) の注文を受けた。貿易会社 A が、当該電波吸収材をメーカー B に輸出する場合、輸出令第 4 条第 1 項第五号の少額特例が適用できる。

正解は、○。輸出令別表第 1 の 15 の項に該当する貨物は、輸出令別表第 3 の 3 に掲げる貨物であるので、総価額が 5 万円以下であれば、輸出令第 4 条第 1 項第五号の少額特例の適用対象貨物になる。本問では、仕向地が米国であるので、少額特例を適用することができる。

問題 25 京都にある大学の A 教授は、来月、エクアドル共和国にあるガラパゴス諸島で夜間の野生動物の行動調査を行うために、輸出令別表第 1 の 10 の項 (2) に該当する装置  $\alpha$  (総価額 150 万円) を日本から輸出する予定である。A 教授が、調査終了の 1 ヶ月後に、当該装置  $\alpha$  を日本に持ち帰るのであれば、安全保障上の問題は生じないので、輸出許可は不要である。

正解は、×。輸出令第 4 条第 1 項第二号へ及び無償告示第二号で、日本から無償で輸出し、日本に無償で輸入すべきものの特例が規定されている。

輸出令別表第 1 の 10 の項 (2) に該当する貨物は、当該特例の要件を満たさないなので、京都にある大学の A 教授は、来月、エクアドル共和国にあるガラパゴス諸島で夜間の野生動物の行動調査を行うために、輸出令別表第 1 の 10 の項 (2) に該当する装置  $\alpha$  (総価額 150 万円) を輸出する場合、輸出許可が必要である。